

## 新型コロナウイルス雇用安定支援金支給要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、新型コロナウイルスの影響を受けた売上高や生産量の減少等に伴う人員削減により離職した者を正規雇用した事業主に新型コロナウイルス雇用安定支援金（以下「支援金」という。）を支給するために必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において「正規雇用者」とは、雇用期間の定めのない雇用者であつて、1週間の所定労働時間が週30時間以上で同一の事業所に雇用される他の通常の労働者の1週間の所定労働時間と同程度である者をいう。

2 この要領において「部長等」とは、商工労働部長、商工労働部雇用人材局長又は商工労働部雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワーク所長をいう。

3 この要領において「親会社等」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に定める親会社、子会社及び関連会社をいう。

### (対象となる離職者の要件)

第3条 支援金の対象となる離職者は、次の各号のいずれにも該当する離職者とする。

- (1) 鳥取県立ハローワーク、ハローワーク（公共職業安定所）、公益財団法人産業雇用安定センター又はその他の職業紹介事業者（以下「ハローワーク等」という。）に求職登録している離職者
- (2) 次条に規定する送出企業を離職した者（事業主都合（重責解雇を除く）により離職した者に限る）

### (送出企業の要件)

第4条 送出企業は次の各号のいずれにも該当する企業とする。

- (1) 新型コロナウイルスの影響により直近1か月間の売上高又は生産量などの事業活動を示す指標が平成31年度（令和元年度）、令和2年度又は令和3年度の同月に比べ概ね10%以上減少していること。
- (2) 事業縮小等により次条第1項に規定する送出企業要件確認申出書（様式第1号）の提出日以降に5人以上29人以下の離職者を発生させる企業

### (送出企業の要件確認等)

第5条 支援金による離職者の移籍支援を受けようとする送出企業（以下「申出企業」という。）は、送出企業要件確認申出書を部長等に提出するものとする。

2 部長等は、提出された送出企業要件確認申出書を基に、申出企業が前条に規定する送出企業の要件に該当しているか否かを判定し、その結果を、送出企業要件確認通知書（様式第2号）により申出企業、鳥取労働局及び公益財団法人産業雇用安定センターに通知する。

3 部長等は、必要があると認めるときは、送出企業要件確認申出書の記載内容等を確認するために、申出企業に対して書類の提出又は提示を求める場合がある。

### (支給対象事業主の要件)

第6条 支援金は、次の各号のいずれにも該当する事業主（以下「対象事業主」という。）が、次条に掲げる対象労働者を新たに正規雇用者として雇い入れ、及び雇入れの日から起算して3月以上継続して雇用した場合で、部長等の支給決定を受けた場合に予算の範囲内で当該対象事業主に対して支給するものとする。

- (1) 雇用保険の適用事業の事業主であること。
- (2) 対象労働者を県内に所在する事業所で雇用した事業主であること。
- (3) 第3条に規定する要件に該当する離職者をハローワーク等の紹介により、対象労働者として雇い入れた事業主であること。
- (4) 送出企業の親会社等に該当しない事業主であること。

- (5) 送出企業において、会社法（平成17年法律第86号）第5編に規定する組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転その他の事業再編が実施される場合であって、事業再編後の企業及びその親会社等に該当しない事業主であること。
- (6) 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、現金出納帳、総勘定元帳等の法定帳簿類等を備え付け、県の要請により提出することができる事業主であること。

(対象労働者に係る要件)

第7条 支援金の支給の対象となる労働者（以下「対象労働者」という。）は、次のいずれにも該当する正規雇用者とする。

- (1) 県内に在住する正規雇用者
- (2) 送出企業を離職した日から令和5年3月31日又は送出企業を離職した日の翌日から起算して1年を経過する日のいずれか早い日までに対象事業主に雇用された正規雇用者。
- (3) 送出企業を離職後に、対象事業主以外に正規雇用されていない者

(支給限度額)

第8条 支援金の支給額は、対象労働者1人あたり30万円とする。

(対象労働者の正規雇用の報告)

第9条 対象労働者を新たに正規雇用した対象事業主は、雇入れの日から起算して1月以内に正規雇用報告書（様式第3号）を部長等に提出しなければならない。ただし、対象労働者の雇入れの日が令和5年3月1日以降になる場合は、令和5年3月31日までに提出しなければならない。

(支給申請期間)

第10条 支援金の支給申請は、対象労働者の雇入れの日から起算して3月を経過した日から3月以内に行うものとする。

(支給の申請方法)

第11条 支援金の申請を行う対象事業主（以下「申請事業主」という。）は、新型コロナウイルス雇用安定支援金支給申請書（様式第4号、以下「支給申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて部長等に提出しなければならない。

- (1) 新型コロナウイルス雇用安定支援金支給要件確認表（様式第4号の2）
- (2) 対象労働者が送出企業を離職した際に交付された離職票又は解雇（予告）通知書等事業主都合による離職であったことがわかる書類の写し
- (3) ハローワーク若しくは県立ハローワークが発行した紹介状又は公益財団法人産業雇用安定センター、その他職業紹介事業者が発行した職業紹介証明書の写し
- (4) 対象労働者に係る次のアからオまでに掲げる書類
  - ア 対象労働者個別表（1）（様式第5号）
  - イ 対象労働者個別表（2）（様式第5号の2）
  - ウ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
  - エ 勤務時間、勤務場所（所属）、勤務内容、賃金の額、手当等の種類、雇入れ年月日等が明らかになる採用時からの労働条件を明示した雇入れ通知書又は雇用契約書の写し
  - オ 支払われた賃金等の額が明確に記載された賃金台帳の写し
- (5) 対象労働者が雇用される事業所の就業規則の写し（申請事業主が、常時使用する労働者が10人未満の事業者であって、就業規則を作成していない場合は除く。）
- (6) 前各号の他、部長等が必要と認める書類

2 申請事業主は、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第2条第1項第1号の1及び第2号に基づき社会保険労務士等を選任し、支援金等の申請書の作成及び申請の手続を代わって行わせることができるものとする。

(支給の決定等)

- 第12条 部長等は、提出された支給申請書の記載事項等について、記載漏れ、表示の錯誤、添付書類の不備等がないか点検し、適正なものであると認めた場合はこれを受理する。
- 2 部長等は、受理した支給申請書について、本要領に基づき審査し、適正であると認められるときは支援金の支給を決定するものとする。
  - 3 部長等は、前項又は次条により支援金の支給又は不支給を決定したときは、申請事業主に対して、新型コロナウイルス雇用安定支援金支給（不支給）決定通知書（支給の場合は様式第6号、不支給の場合は様式第7号）により、当該申請書を受理した日から60日以内に通知するものとする。
  - 4 部長等は、支援金の支給決定を行ったときは、支給決定額を申請事業主が指定した金融機関の口座に速やかに振り込むものとする。

（不支給要件）

- 第13条 対象事業主からの申請であっても、部長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は支援金の全部又は一部を支給しないものとする。
- (1) 申請事業主が、対象労働者の雇入れの日の前日から起算して6月前の日から支援金の支給申請日までの間において、雇用する労働者で雇用保険の被保険者を事業主都合により解雇等（退職勧奨等を含む。）した場合（重責解雇（労働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇）は除く）
  - (2) 対象労働者の雇入れの日の前日から起算して2年前の日から支援金の支給申請日までの間において、法令に違反する重大な事実（故意又は重大な過失によるものに限る。）があると認められる場合
  - (3) 対象労働者について、県における他の類似の制度による支援金等を受けている場合
- 2 前項に定めるもののほか、次の各号に該当すると認められ、支援金を支給することが適切でないと部長等が判断する場合は、支援金の全部又は一部を支給しないことができるものとする。
- (1) 賃金の支払が行われていない場合
  - (2) その他適正な雇用管理を行っていない場合
  - (3) 労働者派遣契約又は請負契約（以下「労働者派遣契約等」という。）に基づき派遣労働者又は請負労働者（以下「派遣労働者等」という。）が行っていた業務を、自己が雇用する労働者に行わせるため、労働者派遣契約等を解除して対象労働者を新たに雇用した場合で、労働者派遣契約等の解除に伴い派遣労働者等が離職を余儀なくされた場合

（暴力団等の排除）

- 第14条 第12条の規定にかかわらず、部長等は、申請事業主が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の全部又は一部を支給しないものとする。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの。

（支援金受給後の報告）

- 第15条 支援金の支給を受けた事業主は、対象労働者を正規雇用した日から起算して1年を経過した日から起算して1月以内に、「新型コロナウイルス雇用安定支援金受給に係る報告書」（様式第8号）を部長等に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、対象労働者を正規雇用した日から起算して1年を経過する日以前に対象労働者が退職した場合は、対象労働者が退職した日から起算して1月以内に、前項に定める報告を部長等に提出しなければならない。

（支援金の返還）

- 第16条 部長等は、支援金の支給を受けた対象事業主が次の各号のいずれかに該当する場合は、新型コロナウイルス雇用安定支援金支給決定取消・返還通知書（様式第9号）により、当該対象事業主に対して支給決定した支援金の全部又は一部について支給決定を取り消し、返還させる旨の通知

を行うものとする。

(1) 偽りその他不正の行為によって支給を受けた場合

(2) 支給すべき額を超えて支給を受けた場合

(3) 対象労働者を雇入れた日から起算し1年を経過する日以前に事業主都合で解雇等（退職勧奨等を含む。）した場合。ただし、支援金の支給を受けた対象事業主の倒産（破算、特別清算手続きの申し立て）に伴う解雇は除く。

(調整)

第17条 申請事業主が同一の対象労働者について、県からの他の制度による類似の助成金等を受けている場合は、支援金を支給しないものとする。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別途商工労働部長が定める。

附則

(施行期日)

この要領は、令和2年7月15日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和3年3月26日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和3年11月24日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

送出企業要件確認申出書

令和 年 月 日

鳥取県商工労働部長 様

所在地  
名称  
代表者職・氏名

印

事業活動及び雇用の状況について次のとおり申し出ます。

項目	申出者記載欄			県確認欄
業 種	(日本標準産業分類の中分類の業種を記入)			<input type="checkbox"/>
事業内容				
送出企業の要件	新型コロナウイルスの影響により直近1か月間の売上高または生産量などが平成31年度(令和元年度)、令和2年度又は令和3年度の同月に比べ概ね10%以上減少している。	該当する 該当しない		<input type="checkbox"/>
	5人以上29人以下の離職者が発生する。	該当する 該当しない		
離職予定者	職 種	人数(人)	離職予定日	<input type="checkbox"/>
	合 計			
作成者	(所属) (役職) (氏名) (電話) (ファクシミリ) (電子メール)			

送出企業要件確認通知書

第 号  
令和 年 月 日

申出企業の代表者 職・氏名  
鳥取労働局職業安定部長 ○○ ○○ } 様  
公益財団法人産業雇用安定センター鳥取事務所長 ○○ ○○ }

鳥取県商工労働部長 ○○ ○○ 印

○○○○年○○月○○日付けで提出された送出企業要件確認申出書について、下記のとおり確認したので、新型コロナウイルス雇用安定支援金支給要領第5条第2項の規定に基づき通知します。

なお、新型コロナウイルス雇用安定支援金の対象となる離職者は、離職日から令和5年3月31日又は離職日の翌日から起算して1年を経過する日のいずれか早い日までに正規雇用された者に限り  
ます。

記

申出者	(所在地)  (名称)  (代表者職・氏名)
判定結果	新型コロナウイルス雇用安定支援金支給要領第4条に規定する送出企業に(該当する・該当しない)。
備考	(判定結果が、「該当する」の場合 支援金の支給額は、対象労働者1人につき30万円とする。)

正規雇用報告書

令和 年 月 日

鳥取県商工労働部雇用人材局  
鳥取県立鳥取ハローワーク所長 ○○ ○○ 様

所在地  
名称  
代表者職氏名

印

新型コロナウイルス雇用安定支援金支給要領第7条に規定する対象労働者を正規雇用したので、同支給要領第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

①	対象労働者	氏名	
		生年月日	昭和・平成 年 月 日
		住所	
②	対象労働者の配置先	(名称) (所在地)	
③	雇入(正規雇用)年月日		年 月 日
④	紹介を受けた職業紹介機関		
⑤	雇用予定期間の有無	有 ( 年 月 日まで) 無	
⑥	対象労働者が離職した 送出企業名、離職日及び 離職理由	(名称) (離職年月日)	年 月 日
		(離職理由) 事業主都合 ・ 自己都合	
⑦	作成者	(所属) (役職) (氏名) (電話) (ファクシミリ) (電子メール)	

※⑤の雇用予定期間が「有」の場合は、本支援金の支給対象となりません。

※⑥の離職理由が「自己都合」の場合は、本支援金の対象となりません。

新型コロナウイルス雇用安定支援金支給申請書

令和 年 月 日

鳥取県商工労働部雇用人材局  
鳥取県立鳥取ハローワーク所長 ○○ ○○ 様

申請事業主 所在地  
名 称  
代表者職氏名 印

新型コロナウイルス雇用安定支援金の支給を受けたいので、以下のとおり申請します。

①対象労働者の氏名	a	d
	b	e
	c	f
②支援金申請額	金 円	
③支援金算定内訳	30万円× 人 = 万円	
④希望支払金融機関	金融機関名	銀行 本店・支店
	(フリガナ)	
	口座名義	
	口座の種類	普通 ・ 当座
⑤申請事業主の主たる事業	(日本標準産業分類の中分類を記入)	
⑥対象労働者を雇用した事業所	名称	
	所在地	
⑦雇用保険適用事業所番号	(対象労働者を雇用した事業所番号を記入)	
⑧申請書作成担当者職氏名	職氏名	電話
	電子メール	ファクシミリ
代行者氏名	職氏名	電話
		ファクシミリ
	電子メール	

※添付書類

- ・ 新型コロナウイルス雇用安定支援金支給要件確認表（様式第4号の2）
- ・ 送出企業を離職した際の離職票等事業主都合による離職であったことがわかる書類の写し
- ・ 職業紹介事業者が発行した職業紹介証明書の写し
- ・ 対象労働者個別表（1）（様式第5号）
- ・ 対象労働者個別表（2）（様式第5号の2）
- ・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ・ 雇入れ通知書又は雇用契約書の写し
- ・ 支払われた賃金等の額が明確に記載された賃金台帳の写し
- ・ 就業規則の写し（常時使用する労働者が10人未満であって、就業規則を作成していない場合は除く。）



様式第4号の2（第11条関係）

新型コロナウイルス雇用安定支援金支給要件確認表

各項目の該当する欄に○印を記入してください。

	確認欄	
	はい	いいえ
①対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6月前の日から支援金の支給申請日までの間において、対象労働者を雇い入れる事業所で雇用する労働者（雇用保険の被保険者）の事業主都合による解雇等（退職勧奨等を含む。）はありません。		
②対象労働者の受け入れの前日から起算して2年前の日から支援金の支給申請日までの間において、法令に違反する重大な事実（故意又は重大な過失によるものに限る。）はありません。		
③派遣労働者又は請負労働者が行っていた業務を新たに雇用した対象労働者に行わせるため、労働者派遣契約又は請負契約を解除した事実はありません。		
④暴力団との関係はありません。 （以下のいずれにも該当しない場合、「はい」に○印を記入すること。） ・暴力団及び暴力団員である。 ・暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する。		
⑤対象労働者が直近に雇用されていた企業とは、親子会社等密接な関係にはありません。 （支援金支給要領第6条（4）及び（5）のいずれにも該当する場合に、「はい」に○印を記入すること。）		
⑥対象労働者について、県から他の類似助成金等を受給していません。 ※「いいえ」の場合（名称：_____）		

上記の内容は事実と相違ありません。

令和 年 月 日

申請事業主 所在地  
 名 称  
 代表者職氏名

印

様式第5号（第11条関係）

新型コロナウイルス雇用安定支援金 対象労働者個別表（1）

①	様式第5号の①の記号		
②	対象労働者	氏名	
		生年月日	昭和・平成 年 月 日
		住所	
③	対象労働者の配置先		(名称) (所在地)
④	雇入(正規雇用)年月日		年 月 日
⑤	紹介を受けた職業紹介機関		
⑥	雇用予定期間の有無		有（ 年 月 日まで） 無
⑦	対象労働者が離職した 送出企業名、離職日及び 離職理由		(名称) (離職年月日) 年 月 日 (離職理由) 事業主都合 ・ 自己都合
⑧	本人確認欄		上記のとおりであると確認した。  氏名

※ 様式第4号の①に記載した労働者全員を個別に記載すること。

※ 本人確認欄は、自署の場合押印は不要です。

新型コロナウイルス雇用安定支援金 対象労働者個別表（2）

送出企業離職後の職歴（古いものから順に記載すること）			
	企業名	雇用期間	雇用形態
①	(※送出企業を記載)	平成・昭和 ～ 年 月 日 年 月 日	・正規雇用 ・その他( )
②		年 月 日～ 年 月 日	・正規雇用 ・その他( )
③		年 月 日～ 年 月 日	・正規雇用 ・その他( )
④		年 月 日～ 年 月 日	・正規雇用 ・その他( )
⑤		年 月 日～ 年 月 日	・正規雇用 ・その他( )
⑥		年 月 日～ 年 月 日	・正規雇用 ・その他( )
⑦		年 月 日～ 年 月 日	・正規雇用 ・その他( )
⑧		年 月 日～ 年 月 日	・正規雇用 ・その他( )
⑨		年 月 日～ 年 月 日	・正規雇用 ・その他( )
⑩		年 月 日～ 年 月 日	・正規雇用 ・その他( )
本人確認欄		上記のとおりであると確認した。 氏名	

- ※ 様式第4号の①に記載した労働者全員を個別に記載すること。
- ※ ①に送出企業を記載し、その後受入企業（申請企業）に正規雇用されるまでの職歴を記載すること（一番下には受入企業（申請企業）を記載すること）。
- ※ 雇用形態中「その他」には、有期雇用、アルバイト等の詳細を記載すること。
- ※ 行が足りない場合は適宜追加すること。
- ※ 対象労働者が、送出企業離職後に受入企業（申請企業）以外の企業に正規雇用されていた場合は、本支援金の対象となりません。
- ※ 本人確認欄は、自署の場合押印は不要です。

様式第6号（第12条関係）

第 号  
令和 年 月 日

様

鳥取県商工労働部雇用人材局  
鳥取県立鳥取ハローワーク所長 ○○ ○○ 印

新型コロナウイルス雇用安定支援金支給決定通知書

年 月 日付けで支給申請のあった新型コロナウイルス雇用安定支援金については、下記のとおり支給することに決定しましたので、新型コロナウイルス雇用安定支援金支給要領第12条第3項の規定に基づき通知します。

記

支給額 金 円

様式第7号（第12条関係）

第 号  
令和 年 月 日

様

鳥取県商工労働部雇用人材局  
鳥取県立鳥取ハローワーク所長 ○○ ○○ 印

新型コロナウイルス雇用安定支援金不支給決定通知書

年 月 日付けで支給申請のあった新型コロナウイルス雇用安定支援金については、下記の理由により支給しないことに決定しましたので、新型コロナウイルス雇用安定支援金支給要領第12条第3項の規定に基づき通知します。

記

支給しない理由

様式第8号（第15条関係）

新型コロナウイルス雇用安定支援金受給に係る報告書

令和 年 月 日

鳥取県商工労働部雇用人材局  
鳥取県立鳥取ハローワーク所長 ○○ ○○ 様

所在地  
名称  
代表者職氏名 印

このことについて、新型コロナウイルス雇用安定支援金支給要領第15条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 支援金の支給申請日 年 月 日
- 2 支給決定通知の文書番号（日付）  
第 \_\_\_\_\_ 号（ 年 月 日）
- 3 支給決定された金額 金 \_\_\_\_\_ 円

4 支給対象労働者一覧

番号	対象労働者の氏名	雇入年月日	報告日時点の雇用状況
		年 月 日	ア 在職 イ 年 月 日 離職 (離職理由： )
		年 月 日	ア 在職 イ 年 月 日 離職 (離職理由： )
		年 月 日	ア 在職 イ 年 月 日 離職 (離職理由： )
		年 月 日	ア 在職 イ 年 月 日 離職 (離職理由： )
		年 月 日	ア 在職 イ 年 月 日 離職 (離職理由： )

5 記入担当者

氏名 \_\_\_\_\_

所属・役職 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_ ファクシミリ \_\_\_\_\_

電子メール \_\_\_\_\_

第 号  
令和 年 月 日

様

鳥取県商工労働部雇用人材局  
鳥取県立鳥取ハローワーク所長 ○○ ○○ 印

新型コロナウイルス雇用安定支援金支給決定取消・返還通知書

年 月 日付で支給した新型コロナウイルス雇用安定支援金については、下記により支給決定を取り消し、返還していただくことになりましたので、新型コロナウイルス雇用安定支援金支給要領第16条の規定に基づき通知します。

記

- 1 取消額 円
- 2 取消の理由
- 3 返還の期限 年 月 日
- 4 返還の方法 同封の払込書により所定の金融機関で払い込みください。